

地方独立行政法人法（制度）の概要

1 地方独立行政法人の定義（第2条）

住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、

地方公共団体が直接実施する必要は無いものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるもの

を効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設置する法人

<基本理念>

公共性・透明性・自主性

2 対象業務の範囲（第21条）

対象となる業務を法において限定列举

第3号「公営企業の経営」

チ 病院事業

3 設立手続（第7条）

設立団体が議会の議決を経て定款を定め、市の場合、県知事が認可

4 財産的基礎等（第6条ほか）

出資者は地方公共団体に限定

法人業務に関する設立団体の一定の権利・義務は当該法人が承継

5 役職員等の身分（第12条ほか）

役職員の身分は非公務員

(特定地方独立行政法人の役職員は公務員)

理事長・監事は設立団体の長が任命、解任

その他の役員・職員は理事長が任命、解任

6 評価委員会（第11条ほか）

執行機関の附属機関として設置

(所掌業務)

法人の業務の実績に関する評価

法律や条例で権限に属された事項

組織等の必要事項は条例で定める

7 目標による管理と評価（第25条ほか）

「目標→計画→評価→業務運営への反映」という流れを義務付け

- ・中期目標…設立団体の長が議会の議決を経て定める。期間は3～5年

- ・中期計画…法人が作成し、設立団体の長が認可。期間は3～5年

- ・年度計画…法人が作成し、設立団体の長に届出

法人は事業報告書を設立団体の長に提出

中期目標及び中期計画は**評価委員会の事前の意見聴取**が必要

評価委員会は各年度及び中期目標期間の**事業実績**を評価し、法人と設立団体の長へ通知

設立団体の長は、各年度及び中期目標期間の**事業報告書**、**評価結果**を議会に報告

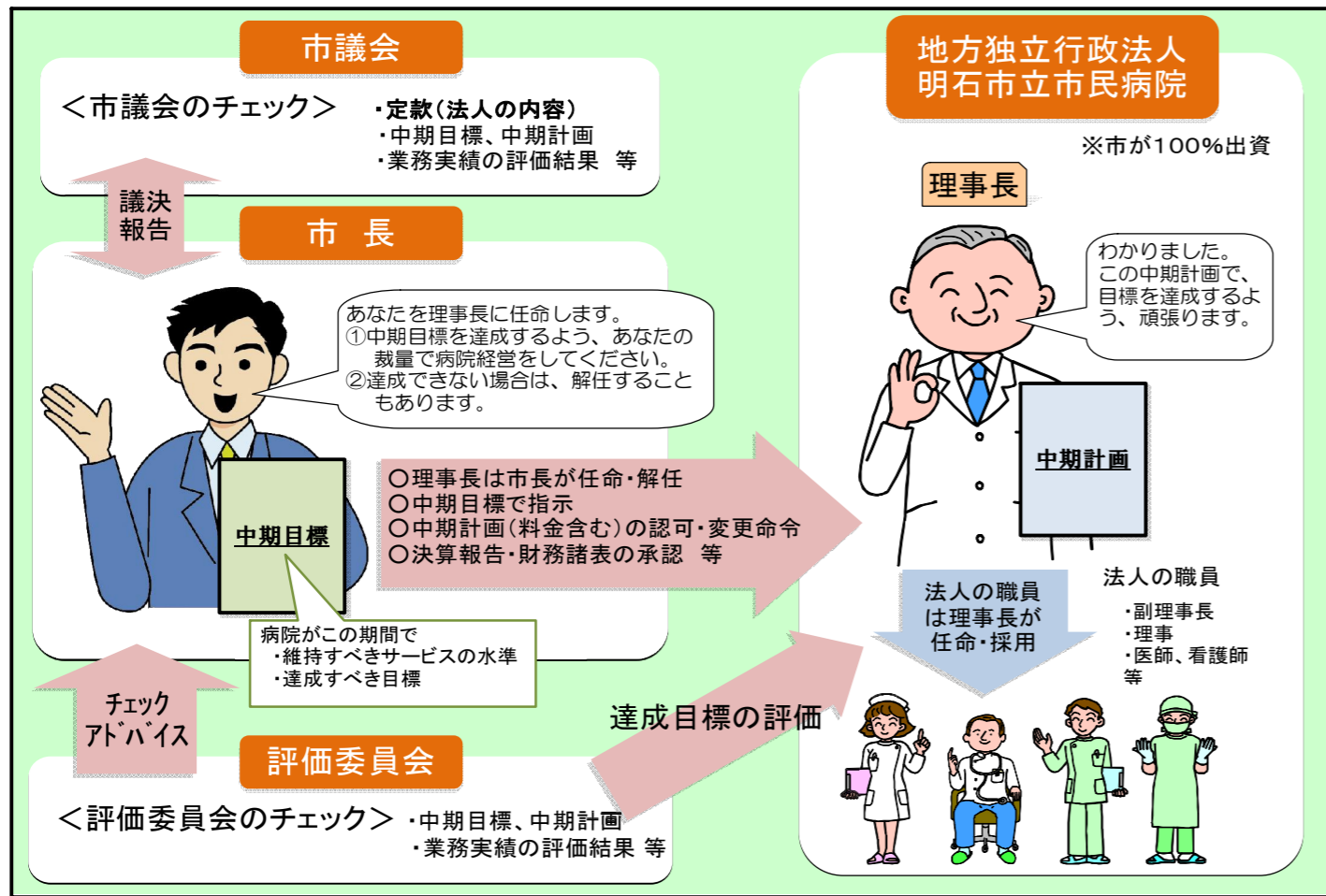
中期目標期間終了後、設立団体の長が法人の組織、業務全般にわたり見直し

8 財源措置等（第42条ほか）

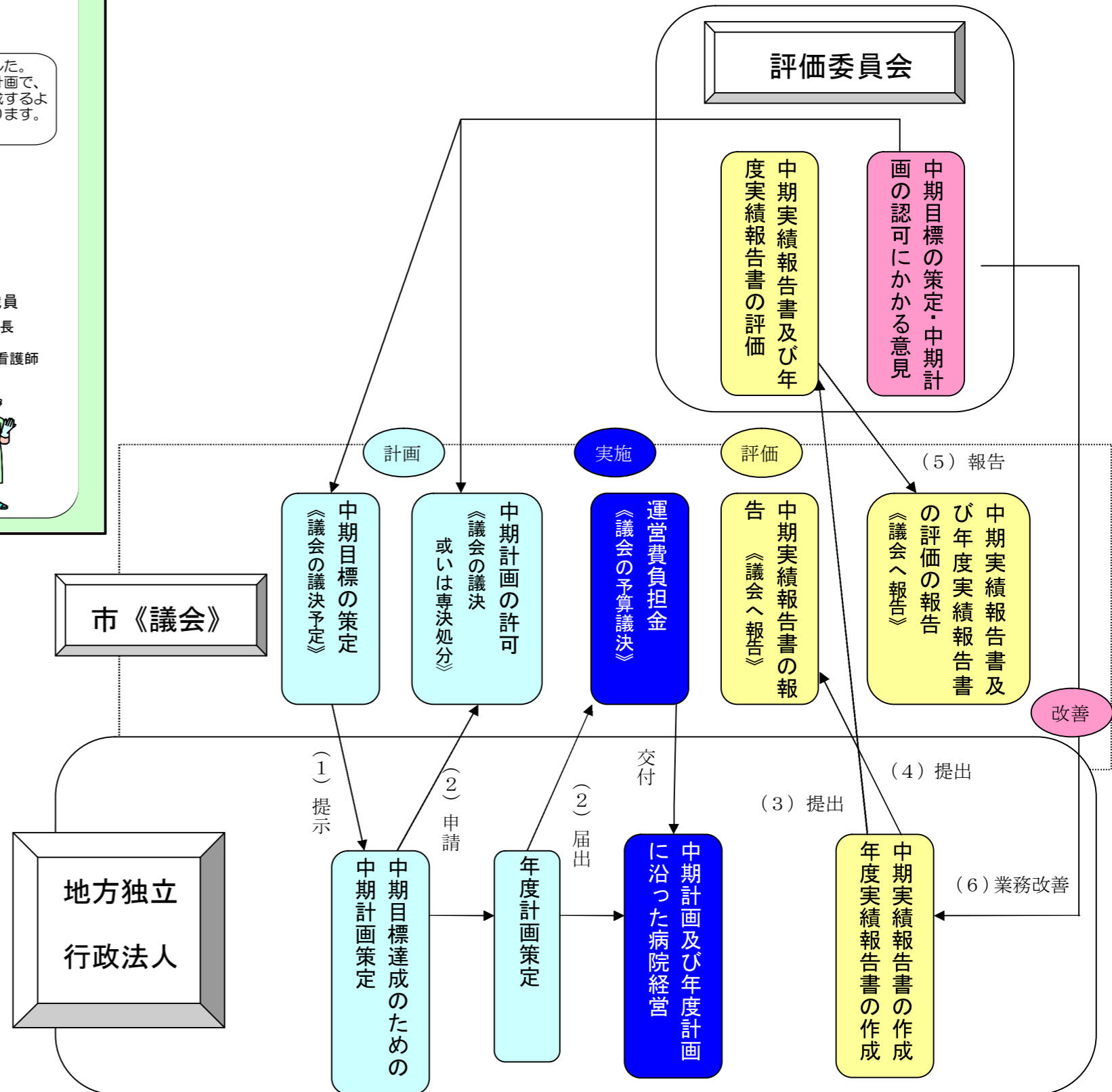
法人の業務運営に必要な金額は設立団体が交付

民間資金による長期借入や債券発行は不可、設立団体からの長期借入のみ可

料金徴収は、その上限について設立団体の長が議会の議決を経て認可



市と地方独立行政法人、評価委員会の関係 (PDCA)



- (1) 提示 法人が達成すべき業務運営に関する目標を中期目標として指示します。
- (2) 申請 法人は中期目標を実現するため中期計画を作成し市の認可を受けます。また、各年度の計画を作成し市に届け出ます。
- (3) 届出 法人は各年度終了後、その業務について評価委員会の評価を受けます。
- (4) 届出 法人は中期目標期間終了時、中期実績報告書を市に届け出、評価委員会の評価を受けます。
- (5) 報告 評価委員会は、中期目標期間の実績及び各年度の実績について評価を行い、その結果を法人に通知し、市に報告します。
- (6) 業務改善 次期中期目標の策定や次期の中期計画の認可にかかる意見を出して病院経営の改善を図ります。